

笠間市

車輛管理業務委託に係る仕様書

令和 7 年 5 月

笠間市

笠間市車輛管理業務委託仕様書

1. 業務名

笠間市車輛管理業務委託

2. 業務の目的

車輛のメンテナンスとマネジメントをアウトソーシングすることで包括的な管理を実現し、車輛管理業務の軽減やコンプライアンスの徹底、保有車輛台数の適正化を図る。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年9月30日までとする。

なお、運用期間は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までの3年間とする。

※契約日以降運用開始前日までは準備期間とする。

4. 業務の内容

(1) 車輛メンテナンス業務

①委託業務に含むもの

- ア 法定定期点検及び継続車検等定期点検
- イ 継続車検登録代行料及び収入印紙に要する費用
- ウ スケジュール点検に要する費用
 - ・エンジンオイル（オイルエレメントを含む。）等の油脂類、バッテリー等消耗品の交換、補充
 - ・摩耗度に応じた夏タイヤ、冬タイヤの交換（ホイールを含む。）
 - ・冬季前後の夏タイヤ、冬タイヤの履き替え
- エ 走行時における故障（ロードサービスを含む。）、パンク修理等の故障修理。
- オ 運用期間中の重量税の納付
- カ 運用期間中の自動車損害賠償責任保険の付保
- キ 契約情報及び整備内容を閲覧できるweb情報サービスの提供

②委託業務に含まないもの

- ア 車輛に付随する架装部分（拡声器等）の点検、修理及び取り替え
- イ 文字・マーキング等のラッピングの書き換え又は張り替え
- ウ 事故等の外的要因による修理
- エ 自動車の品質や機能に影響がない経年劣化や感覚的な現象
- オ 委託者の過失によるもの（キーの閉じ込み、ガス欠、燃料入れ違いなど）
- カ 燃料の補給
- キ 車輛の清掃

③委託対象車輛ほか各種情報

別紙1「車輛メンテナンス業務対象車輛一覧」のとおり

④車輛の引き渡し

点検・整備等に伴う車輛の引き渡しは、委託者の指定する場所で行うこととする。

⑤その他要件

- ア 受託者は委託業務を行うため、受託者の指定する工場（以下「指定工場」という。）において、道路運送車両法その他関係法令に適合した安全な車輛状況に保つため、保守点検、整備及び維持管理の手続きを行い、車輛故障時等の緊急時にも対応できるようその体制を整えておくものとする。
- イ 前項の指定工場の選定については、原則、委託対象車輛毎に割り振っている担当整備工場を選定することとし、担当整備工場と交渉した結果、選定できない担当整備工場があった際は、委託者と受託者の協議の上、別の担当整備工場を選定することとする。
なお、交渉は別紙2「整備工場一覧」の全社と交渉することとし、半数以上の工場を選定できるよう交渉すること。
- ウ 緊急時のトラブルに際し24時間365日問い合わせ可能な問合せダイヤルを有し、委託者が依頼したときは、直ちに対応できる体制を整えておくこと。
- エ 法定定期点検、継続車検の期日管理を確実に実施することができるよう、点検計画を作成し委託者に提供すること。
- オ 委託者は、点検・整備等を終えた車輛を、指定工場から返還された際、指示した点検・整備等につき不良箇所を発見したときは、直ちに指定工場に再点検・再整備を指示することができる。ただし、受託者が保安上又は運行上の理由により再点検・再整備等の必要性がないと判断したときは、これを拒むことができる。この場合において、当該点検・整備等を行った箇所の欠陥により委託者に損害を与えたとき、受託者はそのすべての責めを負うものとする。
- カ 委託期間中に、対象車輛の低年式による修理不可等のやむを得ない理由、その他委託者が受託者に合意を得られた理由により、対象車輛の委託契約の継続ができない場合においては、委託者は当該車輛の委託契約を解除することができ、それに係る費用負担はないものとする。
- キ 上記によらない委託者の都合による解約の場合には、受託者は次の金額を解約手数料として委託者に請求できるものとする。
 - I 本契約が解約されるまでに車輛メンテナンスサービスとして当該車輛の継続検査を受けたとき 当該車輛に係る委託料の3か月分
 - II I以外のとき 当該車輛に係る委託料の1か月分

(2) 車輛運行管理アプリケーション

①基礎情報

令和7年4月1日時点の基礎情報は、以下のとおりとし、職員数に記載の職員全員が登録し、ログインすることができるアプリケーションを提供すること。

ア 職員数 990人

イ 管理車輛数 205台（別紙3「車輛運行管理アプリケーション対象車輛一覧」のとおり）

②機能要件

ア 車輛の空き状況を検索し、予約できること。

- イ 車両ごとに車検日及び付属品（広報車、ナビ、ＥＴＣ等）情報を確認できること。
- ウ 運行日報をデータ集計し、ＣＳＶデータ（Ｅｘｃｅｌデータも可）として出力することができること。
- エ 利用を管理者権限で制御できること。
- オ 酒気帯び確認の内容を記録できること。
- カ 稼働状況の可視化ができること。
- キ 職員の運転免許証の種類や条件、有効期限等を確認できること。
- ク モバイル端末で外出先でも利用できること。

③データベース要件（取扱データ項目）

車両情報	車名、車両番号、乗車定員	
	付属品（広報車、ナビ、ＥＴＣ）	
	ハイブリッド車、電気自動車区分	
	スタッドレスタイヤ有無	
車両予約	使用者所属部署、使用者名、使用日、出発・帰着時間、用務、行先、乗車人数	出発・帰着時間は５分単位とする。
運転前報告	酒気帯び有無、検査方法、検査時刻、検査人名	
	車両損傷の有無	有の場合は写真付きで報告できること
運行後報告	走行距離（出発時、帰着時、走行距離）	
	給油状況（給油所、給油量）	
	車内ゴミ、作動不良	
	車両損傷の有無	有の場合は写真付きで報告できること
	酒気帯び有無、検査方法、検査時刻、検査人名	

④基本要件

- ア クラウドサービス（ＳａａＳ）型システムで利用するものとし、導入時点で安定稼働の実績のある最新版のシステムを用いること。
- イ インターネット経由で当該システム用サイトにアクセスすることにより、車両の運行管理を行えるものとする。
- ウ サービス提供時間は、２４時間３６５日とする。ただし、メンテナンス等やむを得ない停止を除く。
- エ 本市職員が利用可能なサポート窓口を開設し、問合せや障害に対応すること。
- オ 障害が発生した場合には、速やかに対応し、サービスの停止を伴う作業が必要な場合には、事前に委託者に通知のうえ実施すること。

⑤セキュリティ要件

- 受託者は、笠間市情報セキュリティ基本方針を定める規程（令和元年５月７日訓令第１号）及び個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５７号）を遵守しなければならない。なお、同法例の規定に違反した場合は、法例の規定に基づき処罰される場合がある。
- また、ネットワークを含め、次の事項を考慮したセキュリティを有すること。

- ア ファイアウォール等による不正アクセスの遮断及びアクセスログの記録・管理・分析機能を有すること。
- イ 情報漏洩及び改ざんを防ぐためにデータに対するセキュリティ対策を講じること。
- ウ 管理者やユーザのアクセス制限などセキュリティ対策を講じること。
- エ 障害発生時に即時の復旧が可能な対策を講じること。また、事故（ＩＴ障害を含む）発生時には、速やかに委託者に報告すること。
- オ その他、有効なセキュリティ対策について提案すること。

（３）車輛台数の最適化分析業務

①対象車輛

別紙４「車輛台数の最適化分析業務対象車輛一覧」のとおり

②業務内容

- ア 運転日報による稼働状況、継続車検情報、車輛の経過年数等を考慮し、最適な車輛台数を分析し、分析結果を年１回提供すること。
- イ 分析結果を基に最適な車輛台数を提案すること。

５．支払方法

委託料の支払いは契約締結後に、委託者と受託者とで協議のうえ決定することとする。

６．特記事項

本業務は、地方自治法第２３４条の３に基づく、長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合には、当該契約の変更又は解除することができるものとする。

７．その他

- ①本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の協議により決定するものとする。
- ②車輛運行管理アプリケーションの導入時には、操作マニュアルを作成し提供するとともに、本稼働前に本市職員が自由に操作練習できる環境を用意すること。
- ③車輛運行管理アプリケーションの導入時には、既存の予約システムによる予約情報を反映した状態で提供すること。

８．問合せ先

笠間市 総務部 資産経営課 施設Ｇ
〒309-1792 笠間市中央三丁目２番１号
TEL：0296-77-1101
E-mail：shisankei@city.kasama.lg.jp